

## 演習 刑事訴訟法 2024年2月号参考文献

一橋大学教授 緑 大輔

\* 学習者が比較的容易に手にとることができる文献を中心に掲げる（一部、やむを得ず論文集等を掲げる場合がある）。

### 1. 供述の証明力を争う証拠に関する概説

- ・ 川出敏裕『判例講座刑事訴訟法 捜査・証拠篇〔第2版〕』（立花書房，2021年）472-476頁。
- ・ 宇藤崇ほか『刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣，2018年）409-411頁。
- ・ 酒巻匡『刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣，2020年）578-580頁。
- ・ 池田公博=笹倉宏紀『刑事訴訟法』（有斐閣，2022年）245-248頁。
- ・ 田淵浩二『基礎刑事訴訟法』（日本評論社，2022年）269-271頁。
- ・ 吉開多一ほか『基本刑事訴訟法II 論点理解編』（日本評論社，2021年）310-312頁。

### 2. 供述の証明力を争う証拠，純粹補助事実

- ・ 後藤昭『伝聞法則に強くなる〔第2版〕』（日本評論社，2023年）185-202頁。
- ・ 古江頼隆『事例演習刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣，2021年）455-469頁。
- ・ 川出敏裕「証明力を争う証拠」法教475号（2020年）102頁以下。
- ・ 後藤昭「供述の証明力を争うための証拠」『三井誠先生古稀祝賀論文集』（有斐閣，2012年）659頁以下。
- ・ 笹倉宏紀「328条の意義」井上正仁=酒巻匡編『刑事訴訟法の争点』（有斐閣，2013年）176頁以下。
- ・ 堀江慎司「刑訴法328条再論」法学論叢164巻1=6号（2009年）419頁以下。
- ・ 成瀬剛「刑訴法328条により許容される証拠」ジュリ1380号（2009年）136頁以下。
- ・ 松尾浩也『刑事訴訟法(下)〔新版補正第2版〕』（弘文堂，1999年）75頁。

### ステップアップ

供述録取書（供述代用書面）に対して328条により公判外供述による弾劾が認められるかという問題である。328条はその文言において弾劾対象を「公判準備又は公判期日における被告人，証人その他の者の供述」としている。また，判例（最判平成18・11・7刑集60巻9号561頁）も328条の文言をそのまま用いており，供述代用書面の弾劾を328条によって行うことができるのかが判例との関係でも問題となる。「伝聞証拠を伝聞証拠で『弾劾』するのは，本来異例の事態だといわなければならない」（松尾浩也『刑事訴訟法(下)〔新版補正第2版〕』（弘文堂，1999年）76頁）という指摘もあるが，どのように考えるべきであろうか。